

スポーツ推進基金（テニスコート収益）に係る事業計画書作成について

1. スポーツ推進基金（以下、「基金」という。）とは

八王子市スポーツ推進基金条例に基づき積み立てている基金のことです。

基金の目的（※1）は、将来のテニスコート改修時の財源とすることです。

基金の財源は、テニスコートの利用（使用※2）料の一部です。

※1 スポーツの振興に係る様々な目的で利用する基金ですが、テニスコート利用料から積み立てる金額については、テニスコート改修にのみ使うこととしています。

※2 市が収入する場合は使用料となります。利用料金制度導入施設についてのみ利用料と表記します。

2. 戸吹スポーツ公園テニスコート利用における基金積立金

戸吹スポーツ公園テニスコート利用料についても、利用料に基金積立金相当額を含みます。利用料金の上限額及び基金積立金相当額は次のとおりです。なお、利用料金は上限額の範囲内で協議のうえ変更可能となりますが、基金積立金の額については変更できません。

日中料金 上限 1,500 円（内基金積立金相当額 500 円）

夜間料金 上限 2,500 円（内基金積立金相当額 500 円）

なお、基金積立金相当額は、各年度の実績確定時（年度末）に市へ納入して頂きます。

3. 基金積立分配金について

基金積立金相当額にあたる指定管理料を基金積立分配金として市から支払います。基金積立金相当額については各年における実績により金額は変動しますが、基金積立分配金については年度当初の金額から変更はありません。

4. 指定管理者応募における事業計画書作成時の注意事項

指定管理料の上限額には、基金積立分配金が含まれています。そのため、収支計画作成時にはテニスコートの想定利用回数に応じて基金積立金相当額を記載してください。テニスコートの有料使用 1 回につき 500 円が基金積立金相当額となります。

記載にあたっては、下表の項目としてください。

・収入計画表

（千円）

項目	対象施設	R3	R4	R5	R6	R7
指定管理料	公園					
	運動					
	計	0	0	0	0	0
利用料金収入	運動					
うち基金積立金相当額	運動					
その他収入	公園					
	運動					
小計	公園	0	0	0	0	0
	運動	0	0	0	0	0
税	公園					
	運動					
合計		0	0	0	0	0

項 目		対象施設	R3	R4	R5	R6	R7
人 件 費	団体 正規職員	公園					
		運動					
		計	0	0	0	0	0
	構成員 正規職員	公園					
		運動					
		計	0	0	0	0	0
	臨時職員	公園					
		運動					
		計	0	0	0	0	0
	計	公園	0	0	0	0	0
		運動	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
管理運営費	公園						
	運動						
	計	0	0	0	0	0	
維持管理費	公園						
	運動						
	計	0	0	0	0	0	
公共料金	公園						
	運動						
	計	0	0	0	0	0	
その他経費	公園						
	運動						
	計	0	0	0	0	0	
基金積立金相当額	運動						
小計	公園	0	0	0	0	0	
	運動	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
税	公園						
	運動						
	計	0	0	0	0	0	
合 計	公園	0	0	0	0	0	
	運動	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	

5. その他、基金積み立てに関することについて
 指定管理者候補者と協議します。